

在マルセイユ日本国総領事館メールマガジン「2021年2月号」

(目次)

1. 在留状況確認調査へのご協力をお願い
2. アルプ・マリティーム県内における部分的な外出制限措置
3. 新型コロナウイルス関連情報
4. 新米領事「リョージが行く！在外選挙人登録のすすめ！」
5. リョージの南仏事件簿

1. 在留状況確認調査へのご協力をお願い

皆様からご提出いただいた「在留届」に基づいて「在留状況確認調査」を実施しております。

調査の目的は、「海外において災害等の緊急事態が発生した際に、在留邦人の皆様の安否確認や必要な情報を提供する等のための連絡が迅速に行えるよう、在留届の記載内容を確認させていただくこと」です。

今一度、提出済みの在留届に変更等がないかご確認の上、下記リンクの指示に従ってご回答ください。

在留状況確認調査へのご協力をお願い

<https://www.marseille.fr.emb-japan.go.jp/files/100126803.pdf>

本調査には既に多数の方からご回答をいただいております、ご協力に感謝しております。

未回答の方については調査の目的をご理解いただきまして、ご回答いただきますよう、ご協力をよろしく願いいたします。

2. アルプ・マリティーム県内における部分的な外出制限措置

アルプ・マリティーム県では、県内において部分的な外出禁止措置が行われていますのでご注意ください。措置の概要は以下のとおりです。

(1) 2月23日(火)以降、生活必需品及び保健衛生に関する商店・店舗を除き、5,000平方メートルを超える商店が閉鎖される。レストランの閉店は継続される。

(2) 2月27日(土)及び28日(日)、3月6日(土)及び7日(日)の週末において、金曜日の18時から月曜日の6時まで、アルプ・マリティーム県内のマントン市(Menton: イタリアとの国境)からテウル・シュール・メール

市(Theoule-sur-Mer : Var 県との県境)にかけての沿岸部が対象地域となる。また、ヴァンス市 (Vence) グラス市 (Grasse) も対象となる。

ただし、生活必需品の買い物、通院、自宅周辺の散歩等は以前の外出禁止措置の際と同様に認められる。

(3) マスクの着用義務を徹底する。

(4) 警察及び憲兵隊による県境の検問を強化する。

措置の詳細については、アルプ・マリタイム県庁のホームページ又はニュース等から最新情報を収集するように努めてください。

アルプ・マリタイム県庁「COVID 19 Adoptions de mesures complementaires (2月23日掲載)」

<https://www.alpes-maritimes.gouv.fr/Actualites/COVID-19-Point-sur-la-situation-dans-les-Alpes-Maritimes/COVID-19-Adoptions-de-mesures-complementaires>

ホームページに掲載している内容でご不明な点がある場合には、アルプ・マリタイム県庁に直接お電話をしてお確かめください。

<https://www.alpes-maritimes.gouv.fr/Outils/Horaires-et-coordonnees/Prefecture-des-Alpes-Maritimes>

3. 新型コロナウイルス関連情報

(1) 日本への帰国時に必要な書類

フランスから日本へ帰国するにあたり、フランス内務省が求める「出国理由証明書」及び日本国厚生労働省の求める「日本帰国時における誓約」、「出国前検査証明」、「質問票」が必要となります。

詳細については、以下のリンクからご確認ください。

在フランス日本国大使館「日本帰国時に必要な書類」

https://www.fr.emb-japan.go.jp/itpr_ja/kensashomei.html

(2) フランスへの入国措置について

現在、日本や英国を含め、欧州(※)域外からフランスへの入国は、

(1) 特定の例外的理由がある場合のみに限定されており、「国際移動理由証明書」の提示が必要となる他、検疫措置の強化により、(2) 出発 72 時間前以内の PCR 検査陰性証明書 (11 歳以上のみ)、(3) 入国後 7 日間の自主隔離及び終了時の PCR 検査実施などについて誓約する内容の誓約書の提示がそれぞれ必要となります。

また、英国を除く欧州域内からフランスへの入国についても、それぞれ制限がありますのでご注意ください。

詳細については、以下のリンクからご確認ください。

在フランス日本国大使館「フランスへの入国措置について」

https://www.fr.emb-japan.go.jp/itpr_ja/oshukarafranceniyukoku202101.html

(3) 厚生労働省「水際対策の抜本的強化に関するQ & A」

新型コロナウイルスの影響下において、日本への帰国（又は一時帰国）前後に準備しなければならないことをご存じですか？現在、厚生労働省により新型コロナウイルスの影響を抑えるために「水際対策」が講じられており、日本人を含む全ての国籍の方が対策の対象になります。以下、概要をお伝えします。

- 出国前 72 時間以内の検査証明を取得すること
- 検疫所長が指定する場所（自宅など）で入国（検体採取日）の次の日から起算して 14 日間待機する滞在場所を確保すること
- 新型コロナウイルス変異株流行国・地域（英国、南アフリカ、アイルランド、イスラエル、ブラジル（アマゾナス州））に過去 14 日以内の滞在歴がある方につきましては、検疫所の確保する宿泊施設等で入国後 3 日間の待機をしていただき、3 日目、6 日目に検査を実施する
- 到着する空港等から、その滞在場所まで公共交通機関を使用せずに移動する手段を確保すること
- 入国後に待機する滞在場所と、空港等から移動する手段を検疫所に登録すること
- 新型コロナウイルスの検査を受けること
- 検査結果が出るまで、原則、空港内のスペース又は検疫所が指定した施設等で待機すること
- 入国時に誓約書を提出すること

詳細については以下のリンクからご確認ください。

厚生労働省「水際対策の抜本的強化に関する Q & A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kan_renkigyuu_00001.html#Q1-1

不明な点については厚生労働省の電話問い合わせ窓口をご利用ください。

厚生労働省（代表）+81-3-5253-1111

(2) 新型コロナウイルス検査機関検索サイト

新型コロナウイルスの初期症状によく見られる発熱、倦怠感、筋肉痛、頻繁に咳き込むなどの症状がある場合や「風邪の症状に似ているけどいつもとは違う感じがする」という場合には、検査を受けてみてはいかがでしょうか？

以下のサイトに住所（郵便番号の入力でも検索可）を入力するだけで、ご自宅のお近くある検査機関を検索することができます。

フランス政府保健局「Lieux de depistage COVID-19」

<https://www.sante.fr/cf/carte-depistage-covid.html>

検査料金の有無についてはご自身でお調べください。

急激に状態が悪化した又はその悪化の兆候が見られるときは救急サービス

「SAMU（電話番号15）」に電話をすることも検討してください。ご利用に当たってはご自身の責任でお願いいたします。

その他、新型コロナウイルスに関連する情報を、当館ホームページのトップページ「COVID-19：新型コロナウイルス関連情報」に「フランス国内情報」及び「日本国内情報」に分けて、日・仏政府の対応、感染者数等の情報を掲載しておりますのでご利用ください。

在マルセイユ日本国総領事館「COVID-19:新型コロナウイルス関連情報」

https://www.marseille.fr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

4. 新米領事「リョージが行く！在外選挙人登録のすすめ！」

リョージ：今年は選挙（※）が予定されているんですね。今度は「ど・ち・ら・の・党・に・し・よ・う・か・な！」

領事班長：「神・さ・ま・の・い・う・と・お・り！」やらせんない！

リョージ：ノリノリですね班長！

領事班長：ついノッてしまった・・・。ところで、リョージは今まで選挙があつて投票したことはあるかな？

リョージ：もちろんあります。あの日、あの時、あの場所で、○党に投票した
っけ・・・。

領事班長：では、外国で生活していても国政選挙に投票することができる「在
外選挙制度」は知っているね？

リョージ：「ザイガイセンキョセイド」ですか？研修でやった記憶がありますが
が、実務をしたことがないので自信がないです・・・。

領事班長：その程度だと在留邦人から質問されてもまともに答えられそうにな
いな。この機会だから一緒に一つずつ確認していこう。「在外選挙制度」と
は、海外に住んでいる人が、外国にいながら国政選挙に投票できる制度のこ
とで、これによる投票を「在外投票」と言うんだ。

在外投票ができるのは、日本国籍を持つ 18 歳以上の有権者で、在外選挙人名
簿に登録されていて、なお且つ在外選挙人証を持っている人だよ。

リョージ：制度と聞くと手続きが面倒な感じがしますが・・・。

領事班長：申請手続きには「出国時申請」と「在外公館申請」の 2 種類がある
よ。「出国時申請」は、出国前に国外への転出届を提出する場合に市区町村の
窓口で申請する方法で、「在外公館申請」は、出国後に居住している地域を管
轄する日本大使館・総領事館（出張駐在官事務所を含む。）に申請する方法だ
よ。詳しくは以下の説明を読んでもらいたい。

【出国時申請】

対象者は、満 18 歳以上の日本国民で、国内の最終住所地の市区町村の選挙人
名簿に登録されている者です。申請できる期間は転出届を提出した日から転出
届に記載された転出予定日までの間です。申請先は、転出届を提出した市区町
村の選挙管理委員会です。詳細はこちらをご覧ください。

<https://www.soumu.go.jp/senkyo/netsenkyo.html>

【在外公館申請】

対象者は、満 18 歳以上の日本国民で、引き続き 3 ヶ月以上その者の住所を管
轄する領事官の管轄区域内に住所を有する者です。申請は、お住まいの地域
を管轄する在外公館（大使館、総領事館など）の領事窓口や領事出張サービス
で受け付けています。登録されるためには、その在外公館の管轄区域内に 3 か
月以上継続して住んでいる必要がありますが、登録の申請は、住所を定めてい

れば3か月経っていなくても行うことができます。

領事班長：登録するためには「在外選挙人名簿登録申請書」を記入して在外公館に提出する必要があるんだ。この申請書は在外公館に用意しているし、次のリンクからダウンロードして事前に用意することもできるよ。

「在外選挙関連申請書一覧」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html>

リョージ：申請書の他に必要な書類などはありますか？

領事班長：登録申請者本人が申請する場合は、(1)在外選挙人名簿登録申請書、(2)有効な旅券（滞在許可の更新のため旅券を居住国政府に提出している等の理由で旅券が手元にない場合は、旅券に代わる身分を証明するものとしてこちらの書類を提示してください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/honninkakunin.html>）があれば申請できる。

リョージ：申請を希望する本人以外の方が、本人に代わって申請することはできますか？

領事班長：同居家族等が本人に代わって申請することができるよ。代理申請を含め、申請に関する詳しいことは以下のリンクから確認してほしい。

「在外選挙人名簿登録申請の流れ」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

リョージ：申請をしてからどれくらいの期間で在外選挙認証を受け取ることができるのですか？

領事班長：在外公館で申請をした場合は、申請書を日本の選挙管理委員会に送って登録手続きをしてから在外公館に送付される。だから、在外選挙認証が申請者に交付されるまで少なくとも2か月はかかると考えてもらいたい。

例えば、衆議院では解散総選挙（※）が行われることがあるかもしれないし、補欠選挙（※）があった場合でも、在外選挙認証が手元になければ投票したくてもできないから、海外に3か月以上住んでいる人で、まだ在外選挙認証を持っていない人には早めの申請をお勧めするよ。

リョージ：わかりました。投票は必ず在外公館でやらないといけないのですか？人によっては在外公館から遠方に住んでいる人もいて、来館することが難しい人もいると思うのですが。

領事班長：投票方法には3種類あって、(1)在外公館で投票する「在外公館投票」、(2)郵便で投票する「郵便等投票」、そして(3)「日本国内における投票」がある。

在外選挙人証を持っていれば、在外選挙を実施しているどの在外公館でも投票することができるのが「在外公館投票」で、直接日本国内の選挙管理委員会に投票用紙を送付する投票方法が「郵便等投票」だよ。

また、選挙の時期に一時帰国した場合や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（住民票の作成後3か月間）に、在外選挙人証を提示して投票することを「日本国内における投票」というんだ。

だから、必ず在外公館で投票しなければならないというわけではないよ。詳しくは以下のリンクから確認してほしい。

【在外公館投票】

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote1.html>

【郵便等投票】

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote2.html>

【日本国内における投票】

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote3.html>

リョージ：これなら在外公館から遠方に住んでいる人でも、在外選挙認証があれば投票できますね！

領事班長：そうだね。興味のある人は気軽に在マルセイユ日本国総領事館の領事班に相談してほしい。経験豊富な職員が丁寧に説明しながら対応するので安心してほしい。

リョージ：外国に住んでいても、あなたの一票が国政に生かされる。それが「在外選挙」ですね！班長！

領事班長：最後に一番おいしいところを持っていったな・・・。（Fin）

※特定の選挙や投票日を想定していません。

5. リョージの「南仏事件簿」

新聞報道を基に1月分の主な事件・事故をお知らせします。麻薬犯罪や銃弾を受けて負傷する事件が発生しています。犯罪被害に遭わないようにするために最も簡単にできることは「深夜早朝の不要不急な外出を控えること」です。

【プロヴァンス＝アルプ＝コートダジュール地域】

- ・ 1月26日の午前中、マルセイユ市ノアイユの地下鉄トンネル内に普通自家用車が侵入し、地下鉄と衝突した。運転手は病院に搬送され、事故の影響で5つの駅（Blancarde から Caillols 間）が一時的に利用不可となった。
- ・ 1月28日深夜から29日未明にかけて、マルセイユ市第4区内において24歳の男性が複数人にナイフにより7回切り付けられた。第10区において25歳と26歳の男が逮捕された。

【オクシタニー地域】

- ・ 1月1日、エロー県モンペリエ市プチ・バールにおいて、乗用車を運転していた20歳代の男が警察の検問に応じず停止しなかったことから、警察官が男に3発発砲した。男は重傷を負い、病院に搬送された。

・ 1月4日の夜及び5日の深夜、憲兵隊と税関局が合同で高速道路A9にあるファブレグ休憩所において取締りを実施したところ、犯人(スペイン人の男とルーマニア人の男)の車のトラックの荷台から約140kgのマリファナを押収した。犯人らによると、2名はドイツで合流し、トラックの荷台にマリファナを隠匿していたが警察犬に発見されて逮捕された。

・ 1月5日、オード県内の高速道路A9において、ニース出身の21歳の男が盗難車を運転していたところ、警察の検問に遭い、トランクから320kgの大麻樹脂及び6kgの乾燥大麻が発生され押収された。犯人は懲役5年の判決を受けた。

・ 1月8日の夜、ニーム市内において、エロー県出身の27歳の男性（麻薬の密輸他、多数の前科前歴あり）が、足に銃弾を受けて負傷した。

【メールマガジンに関する連絡先】

在マルセイユ日本国総領事館

領事班

Consulat General du Japon a Marseille

70, avenue de Hambourg

13008 Marseille, France

Tel : 0491168181

FAX : 0491725546

E mail: cgm8@my.mofa.go.jp

<http://www.marseille.fr.emb-japan.go.jp/>

メールマガジンの配信停止をご希望される方は、以下のリンクから手続きをお願いいたします。

在留邦人向けメールマガジン配信サービス「利用者情報削除」

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=marseille.fr>